

7 清掃センターへの直接搬入及び剪定枝処理等について

番号	分類	質問等	回答等
1	清掃センターへのごみの直接搬入	清掃センターへごみを直接搬入する際は、緑色の旧指定ごみ袋は使用できるのですか。	使用していただけます。 ただし、ごみ収集場所の他の利用者の誤解を招くおそれがありますので、手数料免除の対象である紙おむつを、収集場所に出す際には、緑色の旧指定ごみ袋は使用しないでください。
2	清掃センターへのごみの直接搬入	清掃センターへごみを直接搬入する際の、ごみ処理手数料は変わるのですか。	家庭系ごみを清掃センターに直接搬入する場合は、平成29年3月末までは、1回の搬入につき50kgまでは無料で、50kgを超えると、10kgごとに123円のごみ処理手数料が掛かります。平成29年4月1日からは、50kgまで無料という制度は廃止となり、10kgごとに84円のごみ処理手数料が必要となります。
3	清掃センターへのごみの直接搬入	平成29年4月以降、ごみ収集場所にごみ袋を使用して排出すると、直接清掃センターに搬入する場合は、金額的に清掃センターに直接搬入するほうが高いのですか。	清掃センターに直接搬入する方が、ごみ処理手数料にごみの運搬経費等が含まれないため、単純計算上は安くなりますが、直接搬入の手数は、10kg単位となります。 ごみ収集場所に出された場合は、袋の容量で手数料を計算し、直接搬入の場合は、重量で手数料を計算しています。この点が分かりにくいとは思いますが、どちらが高いのかと言われれば、一般論としては、ごみ収集場所に出された場合の方が、ごみ処理手数料は高いと言えます。
4	清掃センターへのごみの直接搬入	新しい指定ごみ袋で清掃センターにごみを搬入すると、ごみ処理手数料の二重払いになるので止めるようにとのことですが、それでも構わなければ、新しい指定ごみ袋で直接搬入しても良いのですか。良い場合は、工場棟の作業員にも周知徹底してほしい。	搬入者が、それでも構わないということであれば、止むを得ません。こうした場合の工場棟での対応についても、しっかりと作業員等に周知します。
5	清掃センターへのごみの直接搬入	清掃センターにごみ搬入する際、黒い袋を使用したらどうなるのですか。	作業員が中身の確認をできず、危険なため、ごみを黒い不透明な袋に入れて搬入しないようお願いをしています。止むを得ず、黒い袋を使用される場合は、袋を開封できるような状態で搬入し、作業員が容易に中身を確認できるようにしてください。
6	清掃センターへのごみの直接搬入	清掃センターに、ごみを直接搬入したときに、車からごみを降ろすのを手伝ってもらえませんでした。重たいものもあるので、ごみを降ろすことを手伝ってほしい。	車を傷つけてしまったり、捨ててはいけないうものを、誤って捨ててしまう危険性がありますので、搬入者が車から降ろすことを原則としています。 高齢の方など、搬入者の状況に応じて、お手伝いするように作業員に伝えていますが、再度、しっかりと周知しますので、手伝いが必要な場合は、作業員にはっきりお伝えください。

7 清掃センターへの直接搬入及び剪定枝処理等について

番号	分類	質問等	回答等
7	清掃センターへのごみの直接搬入	資源の品目を増やすとのことですが、清掃センター、リサイクルプラザの資源搬入時間を土曜日、日曜日も行えませんか。そうすれば、資源になるものを、資源として排出する人が増えるのではないですか。	現在でも、清掃センターは土曜日の午前9時から11時まで、リサイクルプラザでは土曜日、日曜日の午前9時から11時まで、資源の搬入が可能です。 知多市では地区での資源回収が月に1回で、資源を排出する機会が少ないというご指摘があると思います。説明会でご紹介した八幡台地区の常設の資源回収場所のような取組が、地域の方々にとって良いのではないかと考えていますが、地域との調整が必要となります。今後、検討、調整をしていきたいと思います。
8	清掃センターへのごみの直接搬入	ごみをダンボールに入れて、清掃センターに搬入しても良いのですか。	中身が分るようにしてあれば、結構です。ただし、ダンボールは資源回収品目ですので、できるだけ資源として出してください。
9	清掃センターへの資源の直接搬入	資源の持ち込みは、これまでどおりでいいのですか。	資源の持ち込みは、これまでどおり、清掃センターでもリサイクルプラザでも無料です。
10	清掃センターへの資源の直接搬入	資源を土曜日の午前中に清掃センターに持っていきことが多いのですが、大変混んでいる時があります。何か対策は考えているのですか。	清掃センターは、平成29年4月から、ごみと資源の土曜日の受付時間を30分間延長し、11時30分まで受け付けます。 また、リサイクルプラザは、日曜日でも資源の持ち込みが可能です。平成29年4月から、リサイクルプラザの土曜日、日曜日の受付時間も、11時30分までとなります。
11	清掃センターへの資源の直接搬入	土曜日午前11時前の受付終了の間際など、清掃センターがとんでも入っている時があり、構内の車線が少なく、渋滞になっているので、資源置場利用だけの者は車列に並ばなくて良いようにしてほしい。	清掃センター入口部分の地下には、中部電力のガス導管が埋設されているため、現在以上に拡幅することができません。 通行の安全を確保するため、構内で「ごみ搬入計量棟」方面と「事務所棟・資源置場」方面への車線が分離するまでの間は、一列で並んでください。
12	粗大ごみ	清掃センターに直接搬入した際に、燃えるものでも、不燃物ピットに入れるよう指示されることがありますが、なぜですか。	そのまま燃やすことができるものと、燃やす前に破碎する必要があるものと分けており、破碎する必要があるものを、「不燃物」と呼んでいます。燃えるものでも、木の枝等は一度破碎します。 知多市では、以前からごみの区分を「可燃物」「不燃物」と呼んでいるため、その呼び方を変えていません。今後は可燃物と不燃物の説明についても、付け加えるようにします。

7 清掃センターへの直接搬入及び剪定枝処理等について

番号	分類	質問等	回答等
13	粗大ごみ	不用になった布団を処分する場合は、どこに出せば良いのですか。	布団は粗大ごみになりますので、ごみ収集場所へは出せません。清掃センターに直接搬入してください。 なお、座布団(50cm四方程度のもの)や枕は、指定ごみ袋に入れて、ごみ収集場所に出すことができます。毛布は、15cm四方程度に切断すれば、指定ごみ袋に入れて、ごみ収集場所に出すことができます。シーツは、平成29年4月以降は資源回収品目となりますので、地域回収に出すことができます。
14	粗大ごみ	清掃センターに直接搬入した際に、ストーブなども、ごみピットに放り込んでいますが、焼却するのですか。	ストーブが粗大ごみとして清掃センターに直接搬入された場合、現在は小型の家電類として回収し、小型家電リサイクルの認定事業者に売却しています。
15	粗大ごみ	自転車のリサイクルは、行わないのですか。	整備することができませんので、実施する予定はありません。
16	粗大ごみ	ちょっとした粗大ごみでも、高齢になると車を運転できなくなり、清掃センターに持っていくことができなくなります。東海市では、粗大ごみシールを貼れば、ごみ収集場所に出すことができます。収集が大変になるかもしれませんが、ちょっとした粗大ごみを、ごみ収集場所に出せる仕組みを作してほしい。	今回の家庭系収集ごみ有料化の導入時には、粗大ごみの新たな取組は考えてはいません。しかし、東海市と共同利用のごみ処理施設の建設に伴って、ごみの収集方法の見直しも必要になると思われまますので、その際の検討項目の1つとしていきたいと考えています。 現時点では、2トン車または軽トラックで戸別に収集を行う、有料の戸別収集制度を利用してください。
17	戸別収集	戸別収集制度については、手数料の変更があるのですか。	従来どおりで、変更はありません。
18	剪定枝の取扱	家庭で切った木などは、ごみ収集場所に出してはいけなくなると聞きましたが、どうなのですか。	今までどおり、指定ごみ袋に入れていただければ収集します。
19	剪定枝の取扱	ごみ収集場所に出すためには、木や草も、黄色の指定ごみ袋に入れなくてはいけないのですか。 また、清掃センターに、木を直接搬入した際に、「切ってください」と言われ、受け入れてもらえませんでした。	ごみ収集場所に出すのであれば、燃えるごみとしての扱いになりますので、黄色の指定ごみ袋に入れてください。 センターに直接搬入する際は、破砕機の都合上、樹木等については長さ180cm以内、太さ15cm以内でお願いしています。

7 清掃センターへの直接搬入及び剪定枝処理等について

番号	分類	質問等	回答等
20	剪定枝の取扱	<p>1つの家庭から出せる草木のごみ袋は2、3袋とのことですが、ごみ収集場所を利用している家庭の全てが草木のごみ袋を出せば、60袋くらいになりますが、市は収集するのですか。</p> <p>以前、ごみ収集場所に15袋ほど出ており、「多量の草木は清掃センターに搬入してください」という貼紙をされていました。清掃センターまで運べない人もいますが、市としてどのように考えているのですか。</p>	<p>多量の草木がごみ収集場所に出されると、草木でごみ収集場所が一杯になり、道路にごみのはみ出して、交通の妨げになったり、カラス除けネットにごみが収まらなくなって、猫やカラスに荒らされる恐れがあります。また、普段の収集時刻に大きな変動が出ないようにすることや、事業者によるごみ収集場所への排出を防ぐためにも、一度に多量の草木類を処分するときは、清掃センターへの直接搬入をお願いしています。</p> <p>ただし、普段のごみ収集時刻に収集ができない場合でも、ごみ収集場所の状況等に応じ、後で回収を行う場合もあります。清掃センターに連絡して、事情を伝えていただければ、確認して収集することもできますので、ご理解、ご協力ください。</p>
21	剪定枝の取扱	<p>ごみ収集場所に出された剪定枝をそのまま置いていくことができますが、家庭系収集ごみ有料化になったら、必ず回収してくれるのですか。</p>	<p>多量に排出された剪定枝は、収集時間に支障が出てしまうため、啓発の貼紙をして3週間程度残置し、その後残っている場合は、市で回収しています。</p> <p>貼紙をしたごみに関しては、こちらで把握をしており、周辺への状況も考慮し、対応しています。例えば生ごみなどは、衛生上の問題もあるので、当日回収しています。</p> <p>季節的に、多くの世帯が同じ日に剪定枝を出すこともあるかと思いますので、柔軟に対応していきます。</p>
22	剪定枝の取扱	<p>樹木の剪定を定期的に行うと、指定ごみ袋で5、6袋程度になりますが、ごみ収集場所に出してもいいのですか。</p>	<p>原則として、2、3袋まででお願いをしています。状況にもよりますが、長さや太さの制限を守っていただければ、ごみ収集場所に排出していただいても対応はします。</p> <p>ただし、収集時刻が大きく変動しないように、ごみ収集場所に一度に多量に排出された場合などは、剪定枝等は一旦残置して、生ごみの収集が終わった後に、収集することはあります。</p>
23	剪定枝の取扱	<p>知多市は緑園都市を目指していますが、草木類は無料で収集してくれないのですか。</p>	<p>他市町では、剪定枝などを無料収集している例もありますが、家庭系収集ごみ有料化の導入に当たっては考えていません。</p>
24	剪定枝の取扱	<p>庭木を剪定すると、剪定枝がごみとしてたくさん出ますが、それを減らすために何かいい方法はないのでしょうか。</p>	<p>剪定枝については、平成29年度に、枝を細かいチップにする機械を市で購入し、市民に無料で貸し出すことを考えています。</p>

7 清掃センターへの直接搬入及び剪定枝処理等について

番号	分類	質問等	回答等
25	剪定枝の取扱	剪定枝チップ化の機械を貸出しについて、チップ化の機械の移動は市がやってくれるのですか。 チップ化の機械の大きさはどれくらいなのですか。 チップ化の機械を貸出し、市民が自分で処理するという理解でよろしいですか。	チップ化の機械は自家用車のトランクに入る程度の大きさで、重量は約25kgです。貸出は、清掃センターに取りに来られる方で、チップ化したものを肥料等として利用できる方を対象とし、チップにしたものを可燃物として排出することは、お断りする予定です。 貸出しを受けた方が、ご自身で処理していただく形になります。
26	剪定枝の取扱	常滑市は、平成24年10月からごみの家庭系収集ごみ有料化を開始しましたが、剪定枝は紐で縛って出せば回収してくれます。また、清掃センターに直接搬入した場合、軽トラック1台分まで無料で引き取ってくれます。	常滑市は、剪定枝は資源として回収し、常滑市や武豊町の民間処理施設で、有償で処理しています。 知多市は、剪定枝は可燃物として処理をしているため、従来どおり、指定ごみ袋に入れて可燃物として収集場所に排出するか、可燃物として直接搬入していただきます。
27	剪定枝の取扱	常滑市は、無料で清掃センターにごみを搬入できますが、知多市ではなぜ有料なのですか。 また、常滑市のように、剪定枝を無料で回収しないのはなぜですか。	知多市では、直接搬入されたごみは、燃やして、最終処分します。当然経費がかかっております。現在それについては、市民の皆様は処理費用の一部を負担していただいております。今後も継続していきます。 常滑市では、夏場、剪定枝を無料で回収しており、常滑市や武豊町にある民間の施設で堆肥化しています。知多市では、そのような体制を整えることができないため、現在、剪定枝は清掃センターで焼却処分しています。今後もそのように処分をしていきますので、処理費用を負担していただくこととなります。
28	事業系ごみ	事業として行う庭木の剪定で出た枝の処理手数料は、どうなるのですか。	事業系ごみを直接搬入する場合のごみ処理手数料は、10kgにつき154円で、今後も変更ありません。
29	事業系ごみ	事業系のごみの処理手数料は、家庭系のごみと比べて、どのようになっているのですか。	事業系のごみについては、家庭系よりもごみ処理手数料を高く設定しており、家庭系収集ごみ有料化後も変更はありません。
30	事業系ごみ	家庭系収集ごみ有料化が必要になった理由として、平成27年度のごみ処理費用は16億8千万円、家庭系ごみの分は約13億8千万円とありますが、本来、事業系廃棄物は事業者が直接廃棄物業者と契約を結び、処理すべきであり、事業者のごみを知多市で処理することがおかしいのではないのですか。廃棄物処理法にはそのように明記してあると思います。事業系のごみが無くなれば、ごみの2割の減量という目標に届き、家庭系収集ごみ有料化をしなくても良いのではないのですか。	ごみ減量のためには、事業系ごみの受け入れを止めれば良いのではないかとのことですが、自治体のごみ処理施設で、事業系一般廃棄物を処理することは可能であり、ほとんどの自治体が事業系一般廃棄物を受け入れています。廃棄物処理法に違反することではありません。事業系一般廃棄物の受け入れをしない選択も不可能ではありませんが、知多市は事業系一般廃棄物の処理手数料を、10kgにつき154円と高い設定にすることで、事業者の排出抑制を図っています。